

懲戒処分について

1. 懲戒事由¹

- ・ 国家公務員法もしくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合
- ・ 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合
- ・ 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

① 国家公務員法もしくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合 (国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号)

国家公務員法第 98 条第 1 項には、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従」わなければならぬと定められているので、職務の遂行に関する法令であるかぎり、国家公務員法以外の法令であっても、それに違反したときは同法第 82 条第 1 項第 1 号に該当することになるものである。また、職員の法令違反が職務遂行とはかかわりのないものであっても、その違反が「官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為」(たとえば刑法犯)として同法第 99 条違反となるような場合はやはり同法第 82 条第 1 項第 1 号に該当することになる。

併せて、国家公務員倫理法の成立に伴い、同法に違反する行為についても懲戒処分の対象とするものとされたところ。

② 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (国家公務員法第 82 条第 1 項第 2 号)

職員の職務上の義務または職務は、法令または上司の職務上の命令によって定められる。また、職務上の義務に違反して国家公務員法第 82 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、同法第 98 条第 1 項に違反するので、同法第 82 条第 1 項第 1 号にも該当することになる。職務を怠って同法第 82 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、職務専念義務を規定した同法第 101 条第 1 項に違反するので、同法第 82 条第 1 項第 1 号にも該当することになる。

③ 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (国家公務員法第 82 条第 1 項第 3 号)

「国民全体の奉仕者」の概念は日本国憲法第 15 条第 2 項から導かれる公務員の本質であり、国家公務員法第 96 条第 1 項も服務の根本原則として「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し」なければならないことを規定している。国民全体の奉仕者とは国民の信託によって公務を担当する者として、国民全体の利益のために勤務する者の意である。

同法第 82 条第 1 項第 3 号は、このような公務員の理念ないし本質に反する非行を懲戒事由として規定したものである。何が非行であるかは健全な社会通念によって判断するほかはないが、全体の奉仕者としての公務員にふさわしくない行為であるかぎり、かならずしも違法な行為に限定されるものではない。また、職務に関連した非違行為、たとえば収賄等が同号に該当することはいうまでもないが、純粹に私行上の行為であっても、たとえば傷害行為等が全体の奉仕者としてふさわしくない非行として同号に該当することがある。

¹ 鹿児島重治・森園幸男・北村勇 編「逐条国家公務員法」(学陽書房) 672~674 ページ参照

【参考条文】国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

②（略）

（服務の根本基準）

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

②・③（略）

（信用失墜行為の禁止）

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（職務に専念する義務）

第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

② 前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

2. 懲戒権行使の裁量性

懲戒処分は、懲戒権者が公務部内の秩序を維持するために、非違行為を行った職員に科する制裁である（中略）が、まず、職員が国家公務員法第 82 条に掲げる懲戒事由に該当する場合に、懲戒処分を行うかどうかは懲戒権者の裁量により決定される。しかし、懲戒処分はすべて公正でなければならないことが要求され（国公法第 74 条第 1 項）、恣意による処分が許されないことはもとより、懲戒権者の決定は社会通念に照らして客観的妥当性を欠くものであってはならない。次に、懲戒処分の種類および程度の選択も懲戒権者の裁量により決定されるが、これについても公正かつ妥当でなければならない。そしてその選択に当たっては、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該職員の職務内容、職務経歴、勤務成績、改悛の程度、選択する処分が他の職員および社会に与える影響等諸般の事情をも総合的に考慮して公務秩序維持の観点から相当と判断される量定を選択すべきものである。²

² 鹿児島重治・森園幸男・北村勇 編「逐条国家公務員法」（学陽書房）664 ページより引用

【参考条文】「懲戒処分の指針について」人事院事務総長通知（平成12年3月31日職職一68号）（抄）

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例 （略）